

信州ベンチャー企業優先発注事業（新型コロナ特別対応型）認定要領

制定 令和2年11月
令和2年11月17日付け2産経第297号

第1 趣旨

この要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大防止に資する新商品又は新役務を生産しかつ販売又は貸付する県内ベンチャー企業を「新型コロナ特別対応型」として認定する際に、信州ベンチャー企業優先発注事業認定要綱（平成18年8月8日付け18ビ誘第141号。以下、「要綱」という。）第4条の2に定める新事業分野開拓者として認定する基準について、要綱に規定のあるもののほか必要な事項を定めることとする。

第2 認定基準

要綱第4条の2に規定する認定基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 既存製品と比較して優れた製品特性を有し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効であると見込まれるものであること。
- (2) 新商品又は新役務の生産、販売、貸付及び提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新たな事業分野の開拓を実施するために適切なものであること。
- (3) 実施計画が公序良俗に反しないこと。
- (4) 実施計画が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）その他関係法令に違反しないこと。

第3 申請

要綱第3条第2項に規定する申請書は、別記様式第1による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年度の事業から適用する。